

ご遺族手続き支援コーナーにお持ちいただくもの

お越しの際には、下記の内該当するものをお持ちいただきますようお願いいたします。

●ご遺族のもの

- 認印（相続人代表、喪主）
- お越しいただく方の本人確認書類
 - ・写真付きのもの
 - ※運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート、障害者手帳 など
 - ・写真付きのものがない場合は下から2点
 - ※被保険者証（健康保険、介護保険）、年金手帳 など
- 預貯金通帳（相続人代表、喪主）
- 各種税等の口座引落としを、亡くなった方名義の預貯金通帳から新たに変更する場合は、変更する引落口座の預貯金通帳と金融機関印

●亡くなった方のもの

- 住民基本台帳カード（作成されている場合）
- 印鑑登録証
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
 - ※国民健康保険の世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、加入者全員の被保険者証
 - ※亡くなった方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
 - ※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。
 - ★後期高齢者医療に加入されていた場合は、申請に以下の書類の添付が必須です。
 - 葬祭を行なったこと及び喪主が確認できるもの（会葬礼状、葬祭の領収書等）
- 介護保険被保険者証 ※負担割合証、負担限度額認定証
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証
- 重度障害者（児）医療費助成金受給者証、高齢期移行者医療費受給者証、
- 納税通知書など通知番号のわかるもの
- 原動機付自転車ナンバープレート、原動機付自転車標識交付証明書

★以外のものは、無くされた場合など、お持ちいただけなくてもご案内しています。

※相続人代表者が、法廷相続人ではなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言・秘密証書遺言・自筆証書遺言（検認済のもの））をお持ちください。